

## 第21期第3回秋田県内水面漁場管理委員会議事録

### 1 日時・場所

令和3年6月16日（水）午後2時～午後3時  
秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

### 2 出席者

#### 委員（定数10名）

遠藤 実、小松 ひとみ、伊藤 克朗、青谷 晃吉、菊地 勇、山上 文明、  
鈴木 学、中嶋 義孝、萩野 秀実（9名出席）

#### 専門委員

櫻庭 由秋、鈴木 養二郎

#### 事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：大山 泰

事務局：齋藤 和敬、橋本 羊子、保坂 芽衣、松井 崇人

農林水産部水産漁港課：百瀬 夏実、山田 美沙登

### 3 議事事項

- (1) 第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更認可について（諮問）
- (2) しらうお角網漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間について（諮問）
- (3) しらうお機船船びき網漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間について（諮問）
- (4) 八郎湖知事許可漁業の制限措置について（諮問）
- (5) 秋田県内水面漁場管理委員会規程及び秋田県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の改正について（協議）
- (6) その他

### 4 開会・あいさつ

#### ○事務局（齋藤）

ただ今より第21期第3回秋田県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

出席委員9名、欠席委員1名で過半数を超えているため、委員会規程第6条により委員会は成立することを報告します。

また、本日は八郎湖に関する議題があり、専門委員2名も参加していただいております。

それでは、始めに遠藤会長からご挨拶をお願いいたします。

#### ○遠藤会長

新聞に各河川にあゆが遡上しているという記事が掲載されていまして。一週間

後には解禁となり、今後に期待したいと思います。本日は第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更認可の他、八郎湖関係の議題がありますので、よろしくお願ひします。

○事務局（斎藤）

ありがとうございました。

次に、事務局長であります大山水産漁港課長から挨拶をお願いいたします。

○大山事務局長

本日はご多忙のところ、ご出席いただきありがとうございます。4月から水産漁港課長を務めております大山と申します。よろしくお願ひいたします。

さて、内水面漁協の状況をみますと、組合員の高齢化や環境の変化による水産資源の減少など厳しい情勢にありますが、県といたしましてもこの状況を脱却しようと様々な施策に取り組んでいるところでございますので、よろしくお願ひします。

委員の皆様におかれましては、今年の1月からの任期でございますが、引き続きこれまでの経験や知見に基づき、アドバイスをいただければと思います。

（あいさつ終了後、事務局長より、事務局職員及び水産漁港課職員を紹介）

○事務局（斎藤）

それでは、議事進行は遠藤会長をお願いいたします。

## 5 資料確認

（事務局が資料確認）

## 6 議事録署名委員選任

○議長

議事に入る前に議事録署名委員を選出します。事務局案はありますか。

○事務局（斎藤）

山上委員と鈴木学委員をお願いしたいと考えております。

○議長

それでは、山上委員と鈴木学委員のお二方、よろしくお願ひします。

○山上委員、鈴木学委員

はい。

## 7 議事

### 議題1：第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更認可について（諮問）

○議長

それでは、議題1について事務局から説明をお願いします。

○事務局（松井）

第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更認可に関する諮問です。（諮問文音読）

今回の変更は、遊漁券の販売所の閉所及び変更、並びに新たな販売所を加える必要があるため行うもので、「天道昭康」と「鈴木商店」を削り、「菊地時計店」を「菊地おとり店」に変更、新たに「株式会社道の駅ふたつ」を追加する内容となっております。

遊漁券の販売所が減少すると遊漁者の利便性が低下することから、販売所を確保することは必要と思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

○議長

遊漁規則の一部変更について、質問やご意見はありませんか。

○委員

(発言なし)

○議長

それでは、遊漁規則の一部変更について特に異議のない旨の答申をしたいと思っております。事務局で答申文案はありますか。

○事務局（松井）

(答申案配布後、音読)

○議長

ただいまの文案でいかがですか。

○委員

(「異議なし。」の声あり)

○議長

それではこの文案で答申することにいたします。事務局は手続きを進めてください。

## 議題2：しらうお角網漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間について（諮問）

○議長

議題2について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（松井）

前回の委員会では、ふくべ網漁業についての制限措置の内容等を諮問いたしました。今回は、9月9日正午に解禁されるしらうお角網漁業になります。

しらうお角網漁業は許可期間が許可の日から1年後までとなっており、令和3年の漁期が始まる前に許可をする必要があることから、制限措置の内容等を定め公示する必要があります。(諮問文音読)

告示案をご覧ください。

制限措置の内容のうち、許可又は起業の認可をすべき漁業者の数は、現在の許可数が6件であり、今後、新たに許可を希望する者が出たとしても1名程度とのことでしたので、7件としました。

許可を申請すべき期間は、許可手続きに1か月程度必要なことから、9月9日までに許可できるよう期間を7月7日から8月6日までとします。

許可の有効期間は許可方針にもありますとおり、許可の日から1年後までとし

ます。

以上が、しらうお角網漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間となります。ご審議よろしく申し上げます。

○議長

しらうお角網漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間とのことですが、質問、ご意見はありませんか。

○委員

(発言なし)

○議長

専門委員から何かありませんか。

○専門委員

(発言なし)

○議長

それでは、しらうお角網漁業の制限措置の内容等について答申をしたいと思えます。事務局で答申文案はありますか。

○事務局（松井）

(答申案配布後、音読)

○議長

ただいまの文案でいかがですか。

○委員

(「異議なし。」の声あり)

○議長

それではこの文案で答申することにいたします。事務局は手続きを進めてください。

### 議題3：しらうお機船船びき網漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間について（諮問）

○議長

議題3について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（松井）

先ほどのしらうお角網漁業に続いて、しらうお機船船びき網漁業についても許可期間を1年間で運用しており、今年の漁期を前に制限措置の内容等を定め、公示する必要があります。(諮問文音読)

告示案をご覧ください。

先ほどのしらうお角網漁業の制限措置と同じような内容となっていますが、操業区域から禁止区域として定めている場所を除くこととし、操業時期については9月21日から10月31日の午前6時30分から午前8時30分までとなっております。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数については、去年の許可数が77件であったことに加えて、新規の許可申請の話も出ていることから80件とします。

申請すべき期間については、操業開始が9月21日であることから1か月前は8

月21日になるのですが、土曜日に当たることから、翌月曜日の8月23日までとしております。

許可の有効期間は、例年どおり許可の日から1年後までとします。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長

しらうお機船船びき網漁業の制限措置の内容等について、質問やご意見はありませんか。

○櫻庭専門委員

特別採捕許可については、この件とは別と考えてよろしいでしょうか。

○事務局（松井）

これはあくまでしらうお機船船びき網漁業の制限措置等に関する諮問であり、特別採捕許可とは異なります。

○議長

その他にございませんでしょうか。

○委員

（発言なし）

○議長

それでは、特に異議のない旨の答申をしたいと思います。事務局で答申文案はありますか。

○事務局（松井）

（答申案配布後、音読）

○議長

ただいまの文案でいかがですか。

○委員

（「異議なし。」の声あり）

○議長

それではこの文案で答申することにいたします。事務局は手続きを進めてください。

#### 議題4：八郎湖知事許可漁業の制限措置について（諮問）

○議長

議題4について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（松井）

本日の委員会ではしらうお角網漁業としらうお機船船びき網漁業について、前回の委員会ではふくべ網漁業について、制限措置の内容等に関する諮問を行ってききましたが、残る八郎湖の知事許可漁業についても制限措置を定める必要があります。

これは、改正前の漁業法に基づき許可された漁業については、許可された内容や条件がそのまま新法の下でも引き継がれることになるのですが、旧法において「許可の内容」として定めていた船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の

種類等は、新法においては「制限措置」となり、別に定めることが必要になったためです。

今回は漁業法第57条第1項で定められている知事許可漁業のうち、八郎湖に係り許可方針が定まっている漁業で、まだ制限措置の内容を定めていない漁業についてお諮りするものです。(諮問文音読)

告示案をご覧ください。今回、表にまとめた制限措置の内容は、秋田県八郎湖知事許可漁業許可方針から該当する部分を抜き書きしております。

許可又は起業の認可をすべき船舶又は漁業者の数については、新たに許可をするわけではないため0件とし、既に許可している件数を括弧内に示しております。

制限措置の内容を定めるのは、1 小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)に該当する貝けた網漁業、2 八郎湖建網漁業に分類される八郎湖建網漁業、3 雑建網漁業に分類される雑建網漁業、4 えり網漁業に分類されるえり網漁業、5 八郎湖刺し網漁業に分類される雑刺し網漁業とわかさぎ刺し網漁業、6 はねこみ網漁業に分類されるはねこみ網漁業、7 しじみかき網漁業に該当するしじみかき網漁業になります。

これらの漁業は現在も許可を受けているものであり、令和3年12月31日までが許可期間となっております。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長

八郎湖知事許可漁業の制限措置の内容について、委員の皆様から質問やご意見はありませんか。

○委員

(発言なし)

○議長

専門委員の方から何かございませんか。

○専門委員

(「ありません。」の声あり。)

○議長

それでは、八郎湖知事許可漁業の制限措置の内容について、特に異議のない旨の答申をしたいと思えます。事務局で答申文案はありますか。

○事務局(松井)

(答申案配布後、音読)

○議長

ただいまの文案でいかがですか。

○委員

(「異議なし。」の声あり)

○議長

それではこの文案で答申することにいたします。事務局は手続きを進めてください。

## 議題 5 : 秋田県内水面漁場管理委員会規程及び秋田県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の改正について（協議）

### ○議長

議題 5 について、事務局から説明をお願いします。

### ○事務局（松井）

秋田県内水面漁場管理委員会規程（案）についてご説明します。この改正は、漁業法改正に伴う条ずれに対応するものです。

第 4 条で引用している漁業法第 85 条第 3 項第 2 号を第 174 条の準用による第 137 条第 2 項とし、ただし書き以降を改行せずに条文を繋げました。

次に、秋田県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程（案）についてご説明します。意見の聴取は、漁業法で定められた漁業権の取消し等の内容を処理するために行うことになっております。

規程例が水産庁から事務連絡により示されており、海区漁業調整委員会となっている部分は、漁業法で準用している内水面漁場管理委員会と読み替えて、同様に策定するよう指示を受けております。

改正内容をご説明します。全て規程例に併せた改正であり、主に漁業法及び漁業法施行令の引用条項を修正しています。大きな変更は、旧規程第 8 条の文書等の閲覧の手続が削除されております。

説明は以上です。ご協議よろしくをお願いします。

### ○議長

秋田県内水面漁場管理委員会規程と意見の聴取に関する手続規程について説明がありました。質問やご意見はありませんか。

### ○委員

（発言なし）

### ○議長

それでは、この内容で規程の改正を行うこととします。後で質問等があれば、事務局までお問い合わせいただきたいと思います。

## 議題 6 : その他

### ○議長

それでは、議題 6 その他になりますが、この場で協議すべき事項など、委員の皆様から何かありますか。

### ○委員

（発言なし）

### ○議長

事務局からは、何かありますか。

### ○事務局（斎藤）

秋田県沖洋上風力発電に関して報告させていただきます。

洋上風力発電の設置海域を、内水面漁業関係者等が直接利用することはありませんが、内水面漁業者から、風車設置海域を生活の一部として利用している通し

回遊魚について、海で影響があれば内水面にも影響が出るのではないかとの心配の声が聞こえてきており、それに関して報告します。

初めに、現在の状況についてご説明します。

洋上風力発電の設置について、一般の海域においては、「再エネ海域利用法」という法律に基づいて進められています。また、港湾内のいわゆる海面漁業権が消滅している海域についてはこの法律の適用外で、別の法令に基づいて進められています。

新聞等で報道されていますが、能代港と秋田港は既に工事が始まっており、今年中に、風車の土台となる全ての支柱が打ち込まれ、来年に風車本体が設置され、発電事業を開始する予定となっているようです。

港湾区域以外の一般の海域については、再エネ海域利用法に基づき、現在4海域で作業が行われており、水産漁港課も協議に参加しています。この海域は全て海面の漁業権漁場区域内となっております。

最も作業が進んでいるのが、「能代市、三種町、男鹿市沖」と「由利本荘市沖」の海域で、昨年度、洋上風力発電設置の促進区域に指定され、事業者の公募が終了し、現在、国において事業者の選定作業を行っている段階となっています。

次は、「八峰町、能代市沖」の海域で、有望な区域として指定され、促進区域にするかどうか協議会を設置して協議しているところです。

最後は、「男鹿市、潟上市、秋田市」沖の海域ですが、こちらは初期の段階で、有望な区域に指定されるかどうか決まっておられません。

当初、洋上風力発電の導入について、内水面漁業関係者からは特段、心配の声はなかったと認識していましたが、あちこちで洋上風力発電の話が進むにつれ、水産漁港課にも心配の声が聞こえてきたため、八峰町・能代市沖の第1回協議会において、「内水面漁業関係者から、通し回遊魚について不安の声がある。」と県から報告しております。

これを受け、協議会の委員から、関係者から話を聞き協議会に報告するよう発言があったため、急遽、内水面漁連の湊屋会長と秋田県鮭鱒増殖協会の須田会長等にお話を伺い、その内容を1月に開催された第2回協議会で、水産漁港課長から報告しました。この内容については、先週行われた内水面漁連の理事会でも報告しております。

内水面漁連の湊屋会長から、「なぜ協議会に内水面漁連を入れないのか。」とのお話がありましたが、風車を設置する海域の先行利用者を協議会委員に選定しており、例えば、風車の立地により直接そこで漁業ができなくなる漁業者の団体である海面漁協や、貨物船やフェリーの航路として利用している海運業者を委員としている旨、説明しております。

ただし、内水面漁業関係者からの声は、水産漁港課や主管課である県エネルギー資源振興課がお伺いし、必要に応じて協議会へ報告・情報提供を行います。

また、協議会のとりまとめには、内水面への配慮について盛り込むとともに、漁業影響調査についても海水魚だけではなく、サケ、サクラマス、アユ等の通し回遊魚も対象とするよう進めているところです。説明は以上です。

○議長

洋上風力発電について報告がありましたが、質問等はございませんか。

○青谷委員

内水面漁業関係者へのヒアリング結果の資料について、これはどこかに公表されるものですか。

○事務局（斎藤）

これは令和3年1月29日に開催された、八峰町・能代市沖の第2回協議会で報告したときの資料です。県のホームページ、資源エネルギー庁のホームページで公開されております。

○青谷委員

この資料の中に環境教育という言葉がありますが、これは希少種の保護や環境保全のために行うものを指すと思いますので、サケの稚魚放流については、命を育む教育だとか、学校教育と記載した方が良いのではないのでしょうか。

○事務局（斎藤）

ありがとうございます。

この協議会は、米代川水系を想定しているものであり、数年前までは阿仁川ふ化場がありましたが、現在は米代川水系にサケのふ化場はありません。そのため大量放流はしていないのですが、大館市漁業協同組合や北秋田市で子ども達を集めて稚魚放流をしているといったことがありましたので、環境教育等と記載しております。

○議長

他に何かございますか。

なければ、私からお聞きしたいのですが、今秋田港の北防波堤で実施している有料開放は、土日のみ開放しているのでしょうか。

○伊藤委員

土日・祭日に開放しています。イベント等で貸し切りになることもあります。

○議長

現在、洋上風力発電工事の杭打ちが行われておりますが、打設音の影響で魚が釣れなくなったという話がありますか。

○伊藤委員

今のところはないと思います。工事がある日、ない日でデータを取っている訳ではないのでわかりませんが、極端に釣れないという感じではありません。

○議長

音がしている最中でも釣れるのですか。

○伊藤委員

工事をいつやっているのかわかりませんが、土曜日に私が行ったときには、音がひどいということはないような気がします。

○議長

分かりました。この前行ったのですが、私の腕が悪いのか全く釣れませんでした。

○菊地会長代理

科学的なデータを踏まえたモニタリング等は、事業者は行っていないのですか。

○事務局(斎藤)

モニタリングはする予定とのこと。環境調査、また漁業影響調査で海面の漁業対象種について調査すると聞いています。

○菊地会長代理

誰が調査するのですか。

○事務局(斎藤)

参画予定事業者が行う予定です。

○菊地会長代理

何か問題があってから調査するのでは遅いので、事前のデータが不可欠であると思います。県が協議会に参加しているのであれば、事前調査をしっかりと実施するよう積極的に意見を述べてほしいと思います。

○大山事務局長

一般の海域における洋上風力発電については、事業者は、工事前、工事中、風車が稼働している最中の長期間にわたり調査してもらうことになっております。工事前の状態と工事中・稼働中の状態を比較できるように、しっかりとモニタリングを実施してほしいと県からお願いしております。

## 8 その他

### (1) 内水面漁場管理委員会創立70周年記念表彰について

水産庁長官表彰 : 菊地 会長代理

小松 ひとみ 委員

小松 愛 委員

片山 信隆 元委員 (第17期～第20期委員)

(被表彰者へ、遠藤会長より感謝状及び記念品の伝達)

(本日欠席の小松愛委員、片山元委員へは、会長と事務局において後日伝達)

### (2) その他

○議長

他に何かございますか。

○伊藤委員

この度、漁協と釣り人の情報共有や、漁協の人手が足りない際に釣り人が手伝いやすい環境を作るため、フェイスブックで有志を募りコミュニティを立ち上げました。

具体的には、漁協のイベント時に声をかけていただいて、周辺の釣り人に協力してもらったり、カワウの目撃情報を釣り人から提供してもらい、情報の正確性を高めることなどを想定しています。

県でも簡易魚道などを作ることがあるかと思いますが、その場合にもお声がけ

いただければ、手伝いに行けるかもしれません。釣り人と県で情報を共有して、よりよい関係を作っていければと思います。後で漁協関係者の皆様にはアナウンスをして連絡を取れるような体制を作る予定です。以上です。

○議長

他に何かございますか。

○委員

(発言なし)

## 9 閉会

○議長

それでは、これで第21期第3回秋田県内水面漁場管理委員会を閉会します。お疲れさまでした。

終了